

受注者等提出書類処理基準

制 定	平成16年	3月19日15	交建工第1021号	
一部改定	平成17年	2月28日16	交建工第1314号	
一部改定	平成17年10月31日17	交建工第	841号	
一部改定	平成18年12月	7日18	交建工第1006号	
一部改定	平成23年	9月26日23	交建工第	627号
一部改定	平成24年	3月29日23	交建工第1697号	
一部改定	平成27年	3月31日26	交建工第1709号	
一部改定	平成28年	3月25日27	交建工第1704号	
一部改定	平成29年	3月21日28	交建工第1591号	
一部改定	平成30年	3月19日29	交建工第1659号	
一部改定	平成31年	3月20日30	交建工第1850号	

第 1 目 的

この基準は、東京都交通局工事施行規程（平成12年交通局規程第2号）第19条の規定に基づき、受注者等から提出される書類（以下「書類」という。）の様式及び処理方法を定めることにより、工事及び設計等の委託の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。

第 2 適用範囲

この基準は、交通局建設工務部が施行する工事の請負及び設計等の委託並びに単価契約に係る書類の処理に適用する。

第 3 書類の名称及び様式

書類の名称及び様式は、別表で定める。

第 4 書類の処理方法

監督員は、受領した書類の内容を調査のうえ、速やかに所定の手続きをとるものとする。

第 5 様式に定めのないもの

この基準に定めのないものの処理方法については、原則として主管課長の指示によるものとする。その取扱いは第4に準ずる。

第 6 提出期限

- 1 書類の提出期限は、別表で定める。
- 2 提出期限が定められていない書類は、別に期限が定められているものを除き、その書類提出の必要が発生した時点から5日以内に提出することを原則とする。

第 7 書類の処理

工事請負契約書の第9条第2項の権限を有する現場代理人は、受注者に代わって工事の施行に関する書類を提出することができる。また、設計等の委託及び単価契約についても同様とする。

書類は、所定の手続を経た後、受理されたものとする。

書類の決定区分は、別表によるものを原則とする。

書類の提出部数、記入上の注意その他必要な事項は、別表によるものを原則とする。

第 8 附 則

1 この基準は、平成16年4月1日から適用する。

2 この基準によるもののほか、別の要領等に定めるものについては、その定めによることができる。

附 則 (平成17年 2月28日、16交建工第1314号)

1 この基準は、平成17年 4月1日から適用する。

附 則 (平成17年10月31日、7交建工第841号)

1 この基準は、平成17年11月1日から適用する。

附 則 (平成18年12月 7日、18交建工第1006号)

1 この基準は、平成18年12月15日から適用する。

附 則 (平成23年 9月26日、23交建工第627号)

1 この基準は、平成23年10月 1日から適用する。

附 則 (平成24年 3月29日、23交建工第1697号)

1 この基準は、平成24年 4月 1日から適用する。

附 則 (平成27年 3月31日、26交建工第1709号)

1 この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。

附 則 (平成28年 3月25日、27交建工第1704号)

1 この基準は、平成28年 4月 1日から適用する。

附 則 (平成29年 3月21日、28交建工第1591号)

1 この基準は、平成29年 4月 1日から適用する。

附 則 (平成30年 4月 1日、29交建工第1659号)

1 この基準は、平成30年 4月 1日から適用する。

附 則 (平成30年 3月20日、30交建工第1850号)

1 この基準は、平成31年 4月 1日から適用する。